伊是名村「少年の翼」に係る委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、沖縄と北海道という異なる生活圏で暮らす子ども達が、それぞれの地域を訪れ、その地域の自然や歴史、生活に触れ、体験学習等をとおして友情を育むことで、広い視野と協調の精神を養い、将来、県内外の様々な分野で活躍できる島の担い手を育成することを目的とし、小学6年生を対象に北海道日高町へ派遣する。

そこで、本派遣業務を委託する事業者を選定するため、派遣期間中にどのような教育活動プログラムが提供されるのかという点が非常に重要であることから、価格のみの競走によらず、よりよい教育事業となるよう「公募型プロポーザル方式」を採用し実施する。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称
 - 令和7年度(第32次)伊是名村「少年の翼」派遣事業に係る委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託契約期間 契約締結の日の翌日から令和8年2月27日(金)までとする。
- (4) 委託上限額
 - 2,805,000円(消費税及び地方消費税含む)
 - ※この金額は上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

プロポーザル選定結果に基づき、村は選定業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない県内に拠点(本店・支店等)のある事業者であること。
- (2) 各自治体から指名停止または指名除外等の措置を受けている者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 受注する業務内容を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況が良好であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法等(平成11年法律第255号)

に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (7) 本業務及び類似する業務(海外への訪問団派遣や修学旅行)を1年以上営んで おり、国や自治体における業務実績があること。

4. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する 資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3.参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受注候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5. 実施スケジュール

項番	手続き等	期限等
1	公募開始	令和7年11月27日(木)
2	参加申込書提出期間	" 11月27日(木)~12月8日(月)※12月8日17時まで
3	質問の受付	11月27日(木)~12月3日(水)※12月3日17時まで
4	質問の回答	〃 12月5日(金)まで随時回答
5	参加資格審査結果通知発 送	" 12月9日(火)
6	企画提案書提出期間	12月9日(火)~12月18日(木)※12月18日17時まで
7	プレゼンテーション審査	" 12月22日(月)※予定日
8	選定結果の通知	" 12月22日(月)※予定日
9	契約手続	〃 12月下旬予定

6. 応募の手続き

(1) 実施要領等の配布

[配布期間] 令和7年11月27日(木)~12月8日(月)17:00

[配布場所] (ダウンロード) 伊是名村ホームページ (メール配布) 下記メールへ配布依頼E-mail:airi@vill.izena.lg.jp

(2) 応募にかかる質問事項

[質問方法] メールにて【様式1 質問書】を以下送付先に提出 ※ 件名を「少年の翼派遣事業委託業務にかかる質問」とすること。

[提出先] 伊是名村教育委員会 担当者メール: airi@vill. izena. lg. jp[回答方法] 令和7年12月5日(金)までに質問書送付のアドレスへメールにて回答

(3) 応募書類の提出

[提出期間] 令和7年11月27日 (木) \sim 12月8日 (月) 17:00必着 [提出方法] 持参または郵送

[提出書類] ① 参加申込書(別記様式第1号)

- ② 事業者概要(様式2)
- ③ 業務実績書(様式3)

ア 官公庁から受託した教育学習派遣業務の実績

イ 業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

ウ 元請けとして契約した業務に限る。

- ④ 決算報告書
 - ※ 直近1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議 決を得たもの)
- ⑤ 登記簿謄本(交付から3カ月以内のもの、複写可)
- ⑥ 納税証明書(複写可)本店に係る法人税及び消費税(国税)の納税証明書
- ⑦ 印鑑証明書(原本)

[提出部数] 各1部

(4) 参加の承認

参加承認の可否については、令和7年12月9日(火)までに、参加申込書に記載されたE-mailアドレスに電子メールでの通知及び郵送で発送する。

7. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた企画提案者は、仕様書等に基づき、企画提案書として下記のとおり提出すること。

「提出期間〕令和7年12月9日(火)~12月18日(木)17:00必着

「提出方法〕持参または郵送

[提出書類] ① 企画提案書かがみ (様式4)

- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 見積書(様式5)
 - ※ 内訳書も添付すること。(仕様書の項目で整理)
- ④ 業務実施体制調書(様式6)

[提出部数] 13部(正1部・副12部)

8. プレゼンテーション

[実施予定日] 令和7年12月22日(火)

[実 施 場 所] 伊是名村産業支援センター 2 階研修室

※ 日時、場所等は変更の場合もあり。詳細については、後日連 絡する。

[割 当 時 間] 1事業者あたり30分程度

(プレゼンテーション:20分、質疑応答:10分)

- [審 査 方 法] ① 提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を審 査項目及び採点基準に基づき、審査する。
 - ② 審査委員の合計得点を総計した合計が最も高い者を受注候補者 として選定する。なお、受注候補者に選定された者が辞退した場 合、もしくは「3.参加資格要件」を満たさなくなった場合は、 次点者を受注候補者として選定する。

ただし、受注業者は最低基準得点(6割)を満たすものとする。

- ③ 合計得点が同点の場合は、審査会の多数決により選定する。
- ④ 応募者が1事業者の場合であっても評価を行う。
- ⑤ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議等は一切受け 付けない。
- ⑥ <u>事業者は、プレゼンテーションにおいて、審査基準の評価項目</u> について確実に説明すること。

「結果通知日」令和7年12月22日(火)予定

[通 知 方 法] 1位の事業者への電話連絡及び全参加者へ書面による通知を発送する。

「その他」① 提案書に基づいたプレゼンテーションとすること。

- ② プレゼンテーションの順番は、原則企画提案書を受付した順とする。
- ③ プロジェクター・スクリーンは本村にて用意する。その他必要な機材については、各参加者で用意の上、当日持参すること。

9. 契約の締結

- (1) 本件プロポーザルにおける1位事業者を本委託業務の委託予定事業者として 契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点事業 者と契約交渉を行う。
- (2) 最終的な契約内容及び金額については、委託予定事業者と本村との間で提案 内容等を確認し、実際の業務について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・ 金額を確定する。ただし、提案資料及び提案内容については、見積金額内で実 施できることを確約したものとみなす。

10. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画 提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、村が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他村が必要と認める用途に使用する場合には、受注候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は伊是名村教育委員会が定める。

11. 問い合わせ先

〒905-0603 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1385番地1

伊是名村教育委員会 教育振興課(担当 前川)

TEL:0980-45-2318 FAX:0980-45-2144

E-mail:airi@vill.izena.lg.jp